

# 里山シンポジウム

## 政策分科会

### 木材利用促進法の概要と千葉県における木材利用の可能性について ～木を使うことにより、森林・林業の再生を図ること～

今年5月、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（略称：公共建築物等木材利用促進法）が公布されました。戦後植林された木が資源として利用可能な時期を迎える一方で、木材価格の下落や林業者の高齢化などによって森が荒廃しています。

この法律は、こうした現状を克服するため、公共建築物を建てる際に国が率先して木材利用に取り組み、同時に地方公共団体や民間事業者にも主体的な取組を促そうとするものです。住宅など一般建築物への波及効果を含め、木材全体の需要を拡大することをねらいにしています。

千葉県においても、今後木材利用が進むことで森の手入れが促され、整備が行われることを期待して、木材利用の現状や可能性について専門のお立場からお話しをお伺いしたいと思います。

#### 講師

1. 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律等の概要  
千葉県農林水産部森林課 林業振興室 主査 椎名康一氏
2. 県産材利用による森林の再生について  
さんむフォレスト代表 稗田忠弘氏

日程：2010年11月22日（月）18：30～20：30

会場：千葉市中央コミュニティセンター 6階 講習室

主催：里山シンポジウム実行委員会政策分科会  
千葉県  
NPO法人ちば里山センター  
（社）千葉県緑化推進委員会

問い合わせ：

里山シンポジウム実行委員会 政策分科会

konikoni@tky.3web.ne.jp TEL：090-7941-7655（小西）